

令和5年度

内部統制評価報告書

仙台市

はじめに

仙台市では、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、仙台市内部統制基本方針（令和2年3月31日）を策定し、令和2年度から内部統制体制の整備と運用を行っています。

この報告書は、同条第4項の規定に基づき、市長の権限に属する事務について、内部統制体制の整備状況と運用状況を評価し、作成したものです。

なお、本市においては、同基本方針に基づき、本市の行政委員会及び公営企業管理者の権限に属する事務についても一体的に推進することとしていることから、それぞれの内部統制体制の整備状況と運用状況についても評価し、作成したものです。

令和6年7月8日 仙台市長 郡 和子

目次

【市長の権限に属する事務】

令和5年度仙台市内部統制評価報告書	1
◆令和5年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧	2

【行政委員会の権限に属する事務】

令和5年度仙台市教育委員会内部統制評価報告書	4
◆令和5年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧	5
令和5年度仙台市選挙管理委員会内部統制評価報告書	6
令和5年度仙台市青葉区選挙管理委員会内部統制評価報告書	7
令和5年度仙台市宮城野区選挙管理委員会内部統制評価報告書	8
令和5年度仙台市若林区選挙管理委員会内部統制評価報告書	9
令和5年度仙台市太白区選挙管理委員会内部統制評価報告書	10
令和5年度仙台市泉区選挙管理委員会内部統制評価報告書	11
令和5年度仙台市人事委員会内部統制評価報告書	12
令和5年度仙台市監査委員内部統制評価報告書	13
令和5年度仙台市農業委員会内部統制評価報告書	14

【公営企業管理者の権限に属する事務】

令和5年度仙台市水道局内部統制評価報告書	15
令和5年度仙台市交通局内部統制評価報告書	16
令和5年度仙台市ガス局内部統制評価報告書	17
令和5年度仙台市立病院内部統制評価報告書	18

※市長の権限に属する事務：仙台市事務分掌条例に定める市長が設けた局及び仙台市区役所事務分掌規則に定める区役所、並びに仙台市消防本部及び消防署条例により設置した仙台市消防局、各消防署において行う事務、補助執行により行政委員会が行う事務

※行政委員会の権限に属する事務：地方自治法及び各委員会規程等により定められた行政委員会が行う事務（上記補助執行を除く）

※公営企業管理者の権限に属する事務：地方公営企業法及び各公営企業事務分掌規程により定められた公営企業が行う事務

市長の権限に属する事務

令和5年度仙台市内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日策定）に基づき、市長の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っております。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、市長の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

（1）整備状況の評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、評価基準日において整備上の重大な不備は確認されず、有効に整備されていると判断しました。

（2）運用状況の評価結果

評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務においては、有効に運用されていませんでしたが、上記を除くその他市長の権限に属する事務の執行の結果としては、有効に運用されていると判断しました。

4 重大な不備の是正に関する事項

把握した「重大な不備」については、次ページ以降の一覧のとおり、再発防止の徹底を図り、対応策の適時適切な見直しを継続していくものとします。

令和6年7月8日 仙台市長 郡 和子

◆令和5年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧

※評価対象期間中に覚知した事案のほか、組織全体にまたがる不備である場合等、影響範囲の調査や原因の分析、再発防止策の検討・実施に時間を要する必要があるため、評価対象期間以前に発生・覚知した事案についても記載することとしている。

【事案1】障害福祉サービス等に係る加算決定に伴う給付費の誤り

(健康福祉局障害福祉部障害企画課・障害者支援課)

概 要	各区・総合支所における障害福祉サービス等の利用に係る支給決定において、本来は加算に該当しない利用者への加算決定処理、又は加算に該当する利用者への加算処理の漏れがあり、指定障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」）に対する給付費等に過不足が多数生じていたことが判明したもの。【運用上の不備】		
原 因	○健康福祉局担当課（本庁）によるマニュアル等の整備や研修体制等、各区役所等の担当課が適正に事務を遂行するための管理が不十分であり、業務執行状況の点検等の仕組みも確立されていなかったため、加算決定事務を担当する各区役所等の担当課職員が、法令等や事務手順に関し、理解不足の状態となっていたこと。		
影 響	事業所への過払い及び過少給付 ○過払い：延べ49か所 15,925,889円（一事業所あたり最大 8,002,073円） 利用者自己負担額（1人） 4,144円 ○過少給付：延べ202か所 188,744,898円（一事業所あたり最大 39,114,500円） 利用者自己負担額（15人） 113,010円 ※最大38,415円 ○合 計：延べ251か所（214か所） 204,670,787円 ※（ ）内は実数。 ※令和4年度中に影響額等を把握し、同年度評価済みの分は除いている。		
発 生 時 期	平成29年4月～令和5年6月	覚 知 日	令和4年10月24日
再発防止策確認日	令和6年3月7日		
再発防止策	○チェックリストの活用と各区役所等における事務処理時の確認強化 ・障害福祉サービス毎に対象となる加算名称と確認項目等を一覧化したチェックリストを作成し、各区役所等担当課での事務処理時及び決裁時に活用することとした。 ○各区役所等を対象にした実務研修の開催等 ・各区役所等の担当課職員を対象に、給付費算定等に関する習熟度等別の実務研修を複数回開催するとともに、マニュアル等の参考資料や本庁担当課職員への問合せ履歴等を庁内LAN端末から確認できる仕組みの構築を進めることとした。 ○本庁による各区役所等の事務点検の実施 ・再発防止策が効果的に機能しているかを把握するとともに、誤りが生じた場合には早期発見・是正を行うため、本庁職員が各区役所等を月1回程度訪問し、加算決定事務を担当する職員とともに、事務処理に誤りがないか確認を行うこととした。 ○システム改修 ・当該業務で使用するシステムについて、加算要件の確認に必要な情報を画面表示するとともに、受給者証に印字するための改修を行った。 ○各区役所の業務執行体制強化 ・加算決定事務を担当する各区役所等の担当課職員が、法令等や事務手順に沿って適正に事務を遂行できるよう、各区役所に新たに担当係長を配置することとした。		

【事案2】アレルギー対応食に係る事故

(こども若者局幼稚園・保育部運営支援課)

概要	鶏卵、小麦、牛乳・乳製品の完全除去が必要な2歳児に対して、午後のおやつとして牛乳を使用した米粉パンケーキを誤って提供したもの。【運用上の不備】		
原因	<p>保育所では、アレルギーのある児童が在籍する場合、基本的に、通常食とアレルギー対応食の複数の給食を作るようになっており、本事案においては、当初、通常食は豆乳を、アレルギー対応食は水を使用してパンケーキを提供する予定であった。栄養士は、賞味期限が先に到来する牛乳を消費するため、通常食のみ食材を豆乳から牛乳に変更することとした。</p> <p>○食材を変更する場合、栄養士が調理担当者にその内容を紙面で指示することになっているが、口頭で伝達するにとどまったため、調理担当者が牛乳への食材変更についてアレルギー対応食も対象となるものと誤解し、通常食、アレルギー対応食いずれも牛乳を使用して調理したこと。</p> <p>○調理担当者が、対象児童に牛乳・乳製品のアレルギーがあることを失念していたこと。</p> <p>○食材の変更を指示した栄養士は、調理が完了して配膳した後に、指示どおり給食が作られたか最終検査を行うこととなっているが、当該検査が行われなかったこと。</p>		
影響	15時30分ごろ、担当保育士が対象児童に口の周りの赤みが出ていることに気づき、保護者に連絡の上、保育所で預かっていた緊急時に備えた抗アレルギー薬を対象児童に飲ませたが症状が改善されなかったことから、16時ごろに救急車を要請し、その後病院へ救急搬送された。病院で所定の処置を行ったが、発赤がひかないため、翌日午前まで入院することとなった。		
発生時期	令和5年11月29日	覚知日	令和5年11月30日
再発防止策確認日	令和5年12月8日		
再発防止策	<p>○指示の徹底及び指示内容の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士から調理担当者への紙面による指示を徹底することとした。 ・調理担当者は、栄養士からの指示内容を復唱し確認した上で、調理を行うこととした。 <p>○配慮事項の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士、調理担当者及び保育士間で、アレルギー対応等の児童の配慮事項を定期的に情報共有することとした。 <p>○最終検査の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士は、給食の出来上がりや配膳量等のチェック、味見を行い、指示通りに給食が作られているか、最終検査を徹底することとした。 ・調理担当者と保育士は、給食の受け渡しの際に、児童に提供される給食が、適切にアレルギー対応等がなされているか確認するため、給食の現物を見ながら復唱することとした。 		

行政委員会の権限に属する事務

令和5年度仙台市教育委員会内部統制評価報告書

「仙台市教育委員会内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日教育長決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市教育委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、要綱第4条に規定する委員会の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第4条に規定する委員会の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

（1）整備状況の評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、評価基準日において整備上の重大な不備は確認されず、有効に整備されていると判断しました。

（2）運用状況の評価結果

評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務においては、有効に運用されていませんでしたが、上記を除くその他、要綱第4条に規定する委員会の権限に属する事務の執行の結果としては、有効に運用されていると判断しました。

4 重大な不備の是正に関する事項

把握した「重大な不備」については、次ページ以降の一覧のとおり、再発防止の徹底を図り、対応策の適時適切な見直しを継続していくものとします。

令和6年5月30日 仙台市教育長 天野 元

◆令和5年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧

※評価対象期間中に覚知した事案のほか、組織全体にまたがる不備である場合等、影響範囲の調査や原因の分析、再発防止策の検討・実施に時間を要する場合があるため、評価対象期間以前に発生・覚知した事案についても記載することとしている。

【事案1】市立学校におけるプライバシーに関わる情報漏えい

(教育局学校教育部学びの連携推進室)

概 要	児童及びその保護者に関する特に配慮を要する情報が、教職員から学校運営に携わる地域住民 A に伝えられ、地域住民 A から他の地域住民に当該情報が漏えいしたもの。 【運用上の不備】		
原 因	○組織的な判断を経ず、教職員が独自の判断で地域住民 A に対してプライバシーに関わる情報を伝えたこと。 ○学校運営に携わる者として、地域住民 A には守秘義務が課せられていたが、その認識が不十分であったこと。 ○取扱いに配慮を要する情報に係る意識の醸成・向上を図るため、研修等を実施していたが、徹底に至らなかったこと。		
影 響	児童及びその保護者のプライバシーに係る情報の漏えい		
発 生 時 期	令和5年11月	覚 知 日	令和6年2月8日
再発防止策確認日	令和6年4月18日		
再発防止策	○個人情報の取扱いの周知徹底 ・教育局において、校長会等の機会を捉え、取扱いに配慮を要する情報の共有等については、校長及び教頭を含めた複数人で判断を行うよう指示を行い、徹底を図ることとした。 ・守秘義務の課された学校運営に携わる者に対して、守秘義務を遵守するよう、研修等を通して、改めて周知することとした。		

令和5年度仙台市選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月19日仙台市選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和6年5月14日 仙台市選挙管理委員会

令和5年度仙台市青葉区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年5月11日仙台市青葉区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市青葉区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和6年5月8日 仙台市青葉区選挙管理委員会

令和5年度仙台市宮城野区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年5月14日仙台市宮城野区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市宮城野区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和6年5月9日 仙台市宮城野区選挙管理委員会

令和5年度仙台市若林区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年5月13日仙台市若林区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市若林区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和6年5月8日 仙台市若林区選挙管理委員会

令和5年度仙台市太白区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年5月13日仙台市太白区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市太白区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和6年5月8日 仙台市太白区選挙管理委員会

令和5年度仙台市泉区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年5月7日仙台市泉区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市泉区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和6年5月8日 仙台市泉区選挙管理委員会

令和5年度仙台市人事委員会内部統制評価報告書

「仙台市人事委員会内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日仙台市人事委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市人事委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和6年5月10日 仙台市人事委員会

令和5年度仙台市監査委員内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和3年1月13日代表監査委員決裁）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市監査委員（以下「委員」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和6年5月17日 仙台市代表監査委員 木村 洋二

令和5年度仙台市農業委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日仙台市農業委員会事務局長決裁）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市農業委員会（以下「委員会」という。）においては「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和6年5月13日 仙台市農業委員会

公営企業管理者の権限に属する事務

令和5年度仙台市水道局内部統制評価報告書

「仙台市水道局内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日管理者決裁）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市水道局においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、管理者の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、管理者の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、管理者の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 重大な不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和6年5月30日 仙台市水道事業管理者 加藤 邦治

令和5年度仙台市交通局内部統制評価報告書

「仙台市交通局内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日管理者決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市交通局においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和6年5月8日 仙台市交通事業管理者 吉野 博明

令和5年度仙台市ガス局内部統制評価報告書

「仙台市ガス局内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日管理者決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市ガス局においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和6年5月10日 仙台市ガス事業管理者 中鉢 健嗣

令和5年度仙台市立病院内部統制評価報告書

「仙台市立病院内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日病院事業管理者決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市立病院においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和6年5月13日 仙台市病院事業管理者 奥田 光崇